

令和4年12月19日

一般社団法人日本経済団体連合会会長  
十 倉 雅 和 殿

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る  
各種支援策の新設・拡充について

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国においては、長引くデフレ等を背景に賃金が伸び悩んできましたが、このトレンドを一気に反転させ、「成長と分配の好循環」による新しい資本主義にふさわしい賃上げを実現していくことが重要です。

このため、「物価上昇に負けない継続的な賃上げを強力に促進する」とともに、「賃上げと労働移動の円滑化、人への投資という三つの課題の一体的改革を進め、賃上げが、高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げを生むという好循環を動かしていくことで、「構造的な賃上げ」の実現を目指す」との内容を盛り込んだ「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を本年10月28日に閣議決定いたしました。

厚生労働省では、これらの取組を支える各種の支援策について、新設・拡充を行うことといたしましたので、貴団体におかれましては趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等において、これらの支援策を積極的に活用されますよう、周知や活用に向けた働きかけ等の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、周知・働きかけにあたっては、各種リーフレットや厚生労働省ホームページ等もご活用ください。

- 参考：厚生労働省ホームページ「雇用関係助成金検索ツール」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufu\\_kin/index\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/index_00007.html)

厚生労働大臣

加藤勝信

# 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る主な支援策

## 労働者の賃上げ支援

- 事業場内の最低賃金の引上げと設備投資等を行った場合の費用を助成する「業務改善助成金（通常コース）」の拡充  
（事業場規模30人未満事業者の助成上限額の引上げ、助成対象経費の拡大等）
- 「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」の拡充  
（5%以上の賃金引き上げを行う場合の助成額の引上げ等）
- 同一労働同一賃金の徹底に向けた取組支援  
（働き方改革推進支援センター（取組方法や助成金の活用相談等に対応）の利用促進）

## 人材の育成・活性化支援

- 企業内で人材育成を行った場合の訓練経費と訓練期間の賃金を助成する「人材開発支援助成金」の拡充
  - ・『人への投資促進コース』の一部メニュー（サブスクリプション型の研修サービス等）の訓練経費助成率及び助成限度額の引上げ
  - ・『事業展開等リスキング支援コース』の創設（新規事業の立ち上げなど事業展開等に伴う人材育成を実施した場合に、高率での訓練経費助成及び賃金助成）
- 労働者個々人の学び・学び直し支援のための教育訓練給付の拡充  
（経済社会の変化に対応したデジタル分野等の成長分野の講座等の拡充等）
- 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の創設  
（労働者のスキルアップを在籍型出向で実施した出向元事業主への賃金助成）
- キャリアアップ助成金（正社員化コース）の拡充  
（人材開発支援助成金を活用した特定の訓練修了後に、正社員化した場合の加算額の引上げ等）
- 団体産業保健活動推進助成金の新設  
（事業主団体等が傘下の中小企業等に対し、産業保健サービス（医師・保健師による保健指導等）を提供した場合の費用を助成）

## 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化支援

- 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の見直し  
（離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ前賃金比5%以上で雇い入れた場合の加算助成）
- 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の見直し  
（45歳以上の中途採用率を拡大等した場合の助成額の拡充）
- 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の拡充  
（未経験職種への転職希望者を採用し、訓練を行い、賃金引き上げを行った場合の助成額の引上げ（通常の1.5倍））